

坂東市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

令和3年3月

坂東市通学路安全推進会議

1.プログラムの策定主旨

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携した合同点検を実施し、平成25年度においては関係機関の協力を得て坂東市通学路安全対策推進委員会を設置し、必要な対策内容について協議・実施してまいりました。

そして、本市ではこれまでの取り組みを踏まえ、更なる通学路の安全確保に向けた取組を行うため、この度「坂東市通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保及び改善を図ってまいります。

2. 通学路安全対策推進委員会の設置及び運営

坂東市内における通学路の安全確保について検討を行うとともに、登下校時における児童・生徒の交通事故の防止を目的とし、以下の委員で構成される「坂東市通学路安全対策推進委員会」を設置しました。

定期的な開催を実施し、更なる市内の通学路における協議・対策を進めてまいります。

(委員構成)

- ・坂東市総務部交通防災課
- ・坂東市都市建設部道路管理課
- ・坂東市都市建設部道路建設課
- ・境警察署
- ・茨城県境工事事務所
- ・坂東市教育委員会学校教育課（兼事務局）

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

児童・生徒の安全を確保するため、市内における危険箇所の抽出・確認を実施するとともに、必要に応じて合同点検を実施し、通学路の改善及び充実に努めます。

(2) 合同点検

○重点課題の設定

効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全対策推進委員会において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○危険箇所の確認

通学路危険箇所の確認にあたっては、市内の小中学校や保護者等に対して調査を行い、得られた結果をもとに合同点検を実施いたします。

○合同点検の体制

・合同点検は通学路安全対策推進委員会の委員で実施するほか、必要に応じて委員以外の参加を要請し、実施します。

・合同点検の実施にあたっては状況資料や位置図等の関連資料を事前に作成・配布するとともに、合同点検については現地確認を行ったうえで活発な意見交換を行います。

(3) 対策の検討

合同点検実施後は速やかに点検結果を集約し、具体的な対策メニューの設定を進めていきます。

(4) 対策の実施

対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図り対策を行うとともに、対策完了後は関係機関及び学校へ速やかに連絡をし、対策の完了を通知するものとします。

(5) 対策内容の見直し

対策の進まない箇所等においては必要に応じて対策内容の見直しを行い、速やかな対策を進めていきます。

また、対策完了箇所においては対策内容の評価を行うこととし、更なる通学路の改善及び充実に努めます。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、定期的に進捗状況を公表します。

坂東市通学路安全対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 坂東市内における通学路の安全確保について検討を行うとともに、登下校時における児童・生徒の交通事故の防止を目的とし、「坂東市通学路安全対策推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 推進委員会は、事業の推進を図るため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 通学時における児童・生徒の安全確保に関すること
- (2) 通学路における危険箇所の調査及び改善に関すること
- (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 推進委員会の委員(以下「委員」という。)は、教育委員会、交通防災担当部局、道路管理担当部局及び関係機関等をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、必要な事項を協議する。

- 2 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、教育委員会学校教育課内に置く。

(雑則)

第8条 この要綱において定めるもののほか、必要な事項は、推進委員会が定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

坂東市通学路安全対策推進委員会 委員構成

番号	職名	所管	備考
1	交通防災課長	市役所交通担当部局	副委員長
2	交通防災課担当職員	市役所交通担当部局	
3	道路管理課長	道路管理担当部局 (市道)	
4	道路管理課担当職員	道路管理担当部局 (市道)	
5	道路建設課長	道路管理担当部局 (市道)	
6	道路建設課職員	道路管理担当部局 (市道)	
7	境工事事務所担当職員	道路管理担当部局 (県道、国道354号線)	
8	境警察署担当職員	境警察署交通課	
9	学校教育課長	教育委員会	委員長
10	学校教育課担当職員	教育委員会	事務局

